

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同条第七号及び第八号中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同条第九号中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同条第十号中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に改め、同条第十一号ア中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同号イ中「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同号エ及びオ中「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同号イ中「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同条第十三号中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同条第十四号ア中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同号イ中「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同号ウ中「第二条第一項第二号ホ」を「第三条第一項第二号ホ」に改め、同条第十五号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第十六号中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条第十七号中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同条第十八号中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改める。

第三条第二項の表第九号中「（組合員等の事業の用に供する設備にあつては、組合員等である特定中小事業者等の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該団地組合及びこれらの組合員等の出資に基づいて設立された組合員等である会社の事業の用に供するものに限る。）」を削り、同表第十号中「（組合員等の事業の用に供する設備にあつて

は、組合員等である特定中小事業者等の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該集積区域組合及びこれらの組合員等の出資に基づいて設立された組合員等である会社の事業の用に供するものに限る。」を削り、同条第三項の表中「年〇・六五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、同条第五項中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。